

議案第 79 号

石垣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

石垣市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 50 年石垣市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 4 号中「第 30 条の 26」を「第 30 条の 16」に改める。

第 11 条第 1 項中「個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。)」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改める。

第 14 条の見出し及び同条中「まっ消」を「抹消」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 12 月 4 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、コンビニエンスストア等の多機能端末機における印鑑登録証明書の発行について、従来のマイナンバーカードを用いた方法に加え、スマートフォンに記録された電子証明書を用いて、コンビニ交付サービスを利用することができることとなるため、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和50年石垣市条例第19号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の登録は、印鑑登録原票に次の各号に掲げる事項を登録して行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)<u>第30条の26</u>第1項に規定する通称をいう。以下同じ。))。ただし、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が片仮名表記等により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名による表記</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付等)</p> <p>第11条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、<u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)</u></p> <p>_____を利用して民間事業者が設置する多機能端末機(市の電子計算機と通信回線で接続された証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。)により、印鑑登録証明書の交付申請をすることができる。</p> <p>2 市長は、前項の申請があつたときは、当該申請が適正であることの確認及び印鑑登録証明書の交付を多機能端末機により行うものとする。</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の登録は、印鑑登録原票に次の各号に掲げる事項を登録して行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)<u>第30条の16</u>第1項に規定する通称をいう。以下同じ。))。ただし、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が片仮名表記等により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名による表記</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付等)</p> <p>第11条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書</u>を利用して民間事業者が設置する多機能端末機(市の電子計算機と通信回線で接続された証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。)により、印鑑登録証明書の交付申請をすることができる。</p> <p>2 市長は、前項の申請があつたときは、当該申請が適正であることの確認及び印鑑登録証明書の交付を多機能端末機により行うものとする。</p>

(印鑑登録原票のまっ消)

第14条 市長は、印鑑の登録を受けている者について次の各号に掲げるいずれかの事由に該当したときは、当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票をまっ消しなければならない。

(1)～(6) 略

(7) その他市長が印鑑登録原票をまっ消すべき事由が生じたと認めたとき。

2 市長は、前項第4号から第7号の規定により印鑑登録原票をまっ消したときは、印鑑の登録を受けている者にその旨を通知しなければならない。

(印鑑登録原票の抹消)

第14条 市長は、印鑑の登録を受けている者について次の各号に掲げるいずれかの事由に該当したときは、当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票を抹消しなければならない。

(1)～(6) 略

(7) その他市長が印鑑登録原票を抹消すべき事由が生じたと認めたとき。

2 市長は、前項第4号から第7号の規定により印鑑登録原票を抹消したときは、印鑑の登録を受けている者にその旨を通知しなければならない。